

公募型プロポーザル方式による手続開始の公示
(医療技術製品及びサービス)

次のとおり業務提案書の提出の手続を開始します。

平成26年1月27日

島根あさひ社会復帰促進センター長 手塚文哉

1 業務概要

(1) 業務名

島根あさひ社会復帰促進センターの調剤及び薬剤配送等業務

(2) 業務内容

当センターが発行する処方箋を基に調剤等業務を行い、薬剤を当センターまで配送する。

(3) 契約期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで。ただし、平成26年度歳出予算が暫定予算の場合の契約期間は、暫定予算期間となるが、本予算が成立したときは、平成27年3月31日まで契約期間を延長することとなる。

2 参加資格要件

(1) 平成25・26・27年度法務省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「物品の販売」のうち「医薬品・医療用品類」で、「役務の提供等」のうち「その他」で、それぞれ「D」以上の等級に格付され、中国地域の競争参加資格を有する者であること。

(2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(4) 薬事法第4条に基づく薬局であること。

3 応募手続等

(1) 担当部署

〒697-0492 島根県浜田市旭町丸原380-15

島根あさひ社会復帰促進センター 総務部経理課(担当者:小坂)

電話(0855)45-8171(内線1102)

FAX(0855)45-8172

(2) 応募申請書等の配布

ア 配布期間

平成26年1月27日(月)から同年2月7日(金)まで(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで。

イ 配布場所

上記3(1)にて配布する。

なお、郵送又は電送等による配布の申込みは受け付けない。

(3) 公募説明会の開催

本件公募に関する説明会を次のとおり行う。

なお、公募説明会に参加しない場合であっても、応募を認める。

ア 日時

平成26年2月12日(水)午後1時30分から

イ 場所

島根県浜田市旭町丸原380-15

島根あさひ社会復帰促進センター庁舎2階大会議室

ウ 出席連絡

出席を希望する場合は、平成26年2月7日(金)午後5時までに「説明会出席登録書」を郵送、持参又はファクシミリ送信により提出すること。

エ 注意事項

(ア) 1社につき2名までとする。

(イ) 説明会当日は、配布した書類一式を持参すること。

(ウ) 社員証又はその他身分を証明できるものを持参すること。

(エ) 当日は、当センターの指示に従うこと(センター内への、ライター、タバコ、携帯電話及びカメラ等の持込みはできない。)

4 質問について

本件公募に係る質問については、次の要領で受け付ける。

(1) 様式6「質問書」に記載し、郵送、持参又はファクシミリ送信により提出すること。

(2) 受付期限

平成26年2月18日(火)午後5時まで(期限内必着)。

(3) 提出先

上記3(1)のとおり。

(4) 回答予定

平成26年2月24日(月)までに、質問及び回答をとりまとめ、本件資料受領者全員に対して、電子メールにより回答する。

5 応募手続

(1) 提出書類

	書類	内容・様式	提出部数
ア	公募申請書	様式1	1部
イ	適合証明書	様式2	1部
ウ	平成25・26・27年度法務省競争参加資格に係る「資格審査結果通知書(全庁統一資格)」の写し *ただし、資格審査中の場合は、資格審査結果通知書を受領後速やかに提出すること。		1部

エ	委任状	様式3	1部（どちらか）
オ	誓約書 役員等名簿	様式4-1 様式4-2	各1部
カ	業務提案書	様式5-1 様式5-2 様式5-3	各7部 *薬剤師免許の写しについては、必要数
キ	個人情報漏洩保険加入証明書の写し	.	1部
ク	薬剤師賠償保険加入証明書の写し		1部

(2) 提出期限 平成26年3月3日（月）午後5時まで。

(3) 提出方法 上記3(1)あてに持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内に必着）する。

(4) 業務提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(5) 提出した応募書類を、発注者の了解なく公表、使用してはならない。

(6) 提出された応募書類は返却しない。

(7) 提案内容については、公表しない。

(8) 応募書類に記載した内容は、提出後の変更を認めない。また、応募書類に記載した配置予定の担当者は、病気休暇、死亡、退職等のやむを得ない事由による場合を除き、原則として変更できない。

(9) 提出書類が無効となる事項

ア 虚偽の記載がある場合（この場合、提出した者に対して、指名停止の措置を行うことがある。）

イ 書類の不足

ウ 委任状のない代理人により提出された場合

エ 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者により提出された場合

オ 公募申請書に氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の記載及び押印のないもの

6 業務提案書の審査等

(1) 提出された業務提案書について書類審査を行い、最も高い点数を得た者を事業者として選定する。

(2) 必要に応じて、ヒアリングの実施及び追加資料の提出を求めることがある。

(3) 審査の結果、同点の場合は、公開抽選（くじ引き）により決定することとし、実施要領等については、該当者に別途通知する。

7 事業者の決定

平成26年3月11日（火）

上記決定日以降、速やかに各応募者に対し、書面により結果を通知する。

8 その他

(1) 使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、時間は日本の標準時、単位は計量

法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(2) 本件の問合わせ先については、上記3(1)に同じ。